

市町村の都市計画行政に対する
技術的支援要綱

平成22年11月

埼玉県都市整備部都市計画課

市町村の都市計画行政に対する技術的支援要綱

平成22年11月1日 都市整備部長決裁

第1 目的

市町村の都市計画行政のうち、都市計画課で所掌する事務に関して、積極的に技術的支援を行い、「まちづくり埼玉プラン」の実現に資することを目的とする。

第2 技術的支援

地域主権の理念を踏まえ、市町村の自主性を尊重し、市町村の意志決定に関与しない範囲で積極的に技術的支援を行うものとする。

ただし、県の施策や事業と密接な関係がある場合は、この限りではない。

(1) 都市計画課が主催または関係団体と共催する技術的支援

①全市町村を対象として定例的に実施する技術的支援

都市計画課が所管する制度の新設・改正の説明や全国・首都圏・本県の施策等に関する積極的な情報提供を定例的に実施する。

②新たな施策に対するケーススタディ等

「まちづくり埼玉プラン」の実現に資するため、必要なテーマを定め、全市町村に参加を募り、参加を希望する市町村と共同研究等を実施することができる。

③都市計画やまちづくりの先進的な事例にかかる講習会・現地視察等

「まちづくり埼玉プラン」の実現に資する県内外の先進的な取組事例について、県が認める関係団体と共催による講習会・現地視察等を実施することができる。

(2) 市町村の要請に基づく個別地区にかかる技術的支援

①直接的参画

「まちづくり埼玉プラン」の戦略施策または県及び都市整備部の新規重点施策や事業等に密接に関係する地区については、主体的に委員として参画し、検討に寄与できるものとする。

②支援的参加

市町村が策定する個別地区の構想、ケース・スタディ、実現化方策、基本計画の検討に際し、技術的支援の要請があった場合には、業務に支障のない範囲において極力参加し、アドバイザーとして、専門的見地から積極的に助言するものとする。

都市計画課所管の許認可や交付金など、直接的利害に密接に関連する実施計画や設計の検討に関しては、公平性・公正性の観点から、原則として参加しない。

ただし、必要と認められる場合は、オブザーバーとして参加し、客観的見地から求められた事項に、意見を述べることができる。

(3) その他の技術的支援

①講師派遣

市町村または複数の市町村で構成する団体やグループが主催する研修会、講習会、講演会等に講師として出席を要請された場合は、積極的に支援する。

ただし、内容の専門性等に応じて、別途関係団体の講師派遣制度の活用を紹介することができる。

②県政出前講座

職員の一般的な知識や技術力の向上に資するものは、県政出前講座で支援する。

③人材情報提供

市町村または複数の市町村で構成する団体やグループから研修会、講習会等における人材の派遣を要請された場合は、埼玉県まちづくりサポーターを紹介することができる。

④データ提供

市町村または複数の市町村で構成する団体やグループからパーソントリップ調査、都市計画基礎調査など都市計画課で取り扱う都市計画にかかる各種調査データの提供を要請された場合は、支障がない限り、有償又は無償でデータ提供をすることができる。

第3 事務手続き

(1) 申し込み

技術的支援を要請しようとする市町村は、原則として支援が必要な事項が発生する1か月前までに、「技術的支援申込書」（様式1）により申し込む。

ただし、個別地区にかかる技術的支援を要請する場合には、下記資料を添付するものとする。

- ①検討会議等の設置要綱等（検討会議の委員等のリストを含む）の案
- ②地区の位置図（都市計画図を基図として、位置を明示し、以下の情報を記入する。）
 - ・周辺で行われている又は計画されている国、県、市町村の公共事業
 - ・主要な都市施設（国道、県道等）

(2) 回答

要請書受理から、原則として2週間以内に「技術的支援回答書」（様式2）により、回答するものとする。

(3) 費用等

①費用について

報酬及び旅費・交通費は不要とする。

②資料について

個別地区にかかる技術的支援の参画及び参加の決定を受けた市町村は、会議資料を事前配布するとともに検討終了後は報告書を1部提出する。

第4 庶務

市町村の要請に基づく個別地区にかかる技術的支援の要請の受付及び決定にかかる庶務は、企画・地域づくり支援担当とする。

第5 用語の定義

本要綱においては、以下のとおり定義する。

- (1) 直接的参画 : 県の施策や事業に密接に関係する案件について、市町村が行う検討に、委員として主体的に検討に参画する。
- (2) 支援的参加 : 市町村が行う検討に、要請に応じて専門的かつ客観的な立場から、技術的な助言等の支援を行うために検討会議に参加する。
- (3) 委員 : 県の施策や事業との調整の観点から、主体的に検討に参画する。
- (4) アドバイザー : 検討結果の決定には関与せず、専門的見地から積極的に助言する。
- (5) オブザーバー : 検討および検討結果の決定には関与せず、意見を求められた場合に客観的見地から意見を述べる。
- (6) 関係団体 : (財)都市計画協会、埼玉県都市計画協会など市町村の都市計画行政にかかる取組みの実施団体。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市計画課長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 平成20年度から実施している「中心市街地まちづくりダイレクト参画」は廃止する。
ただし、施行日現在において同取組を実施しているものは、検討が完了するまで継続できるものとする。

(様式1)

技術的支援申込書

発 番
年 月 日

埼玉県 都市整備部 都市計画課 あて

〇〇市町村

以下のとおり、技術的支援を申し込みます。

| | | | |
|---------------|--|--|--------|
| 会議等名称 | | | |
| 検討種別 | 1 構想 、 2 基本計画 、 3 その他 () ※上記のいずれかに○。その他の場合は、具体的に記してください。 | | |
| 検討概要 (テーマ) | 1 趣旨・目的 2 検討する内容 3 埼玉県都市整備部都市計画課に期待する事項 | | |
| 下部機関 | 1. 無し 2. 有り (名称: 、都市計画課の出席 要・不要) ※上記のいずれかに○。有る場合、幹事会等具体的に記してください。 | | |
| 検討期間等 | 概ね 平成〇年〇月〇旬～平成〇年〇月〇旬 (〇回程度) | | |
| 主開催地 | | | |
| 参加形態 | 1. 検討委員 2. アドバイザー 3. オブザーバー 4. その他 ※上記のいずれかに○。その他の場合は、具体的に記入してください。 | | |
| 連絡先 (担当者) | 所属 | | 職・氏名 |
| | TEL | | E-mail |
| 特記事項 | | | |

埼玉県 都市整備部 都市計画課 記入欄

| 要綱上の該当事項 | 参画・参加の立場 | 担当グループ | 業務上の支障 | 収 受 印 |
|----------|---------------|--------|--------|-------|
| 直接的参画 | 第2(2)① 委員 | | | |
| 支援的参加 | 第2(2)② アドバイザー | | | |
| 支援的参加 | ただし書き オブザーバー | | | |
| 講師派遣等 | 第2(3) 講師、情報提供 | | | |
| 支援対象外 | — | — | — | |

(様式2)

技術的支援回答書

都計第 号
平成 年 月 日

〇〇市町村 あて

埼玉県 都市整備部 都市計画課

平成〇年〇月〇日付（発番）号で、貴市から申し込みのありました技術支援について、
